

労災指定医療機関・薬局・二次健康診断・訪問看護実施機関の皆様へ

(重要なお知らせ)

新潟労働局

令和6年11月5日（火）から新潟労働局労働基準部労災補償課分室（以下「分室」という。）が下記1のとおり移転いたします。

なお、移転後の業務取扱の留意事項等については、下記2のとおりとなりますので併せてよろしくをお願いいたします。

記

1 移転後の所在地等

〒 950-8625

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

新潟美咲合同庁舎2号館7階

TEL 025(283)2123

メールアドレス 15-bunshitu@mhlw.go.jp

2 留意事項等

- (1) 令和6年11月1日（金）までは現在の新光町にある荏原新潟ビル6階で通常どおり業務を行います。
- (2) 電話番号は移転前と変更ありません。
なお、メールアドレスを新規に設けました。
- (3) 現在分室に設置しております夜間ポストについては、移転先で廃止となります。
- (4) 分室に直接来ていただく際は、1階の受付窓口で入館手続きが必要となります。
- (5) 土曜日、日曜日及び祝日等は閉館しておりますので入館できません。
また、請求書等の受付もできませんのでご容赦願います。

※ ご不明な点があれば、ご照会ください。

照会先

TEL 025(283)2123

新潟労働局労働基準部労災補償課分室 内山